

岩手県庁OB・OG職員訪問実施要領

第1 目的

有為な人材を確保するため、県内又は近隣県の大学等に通り、岩手県職員への採用を希望する学生に対し、同じ大学等を卒業又は修了し県職員として任用されている者等（以下「OB・OG職員」という。）が、面会を通じて、業務内容、職場の雰囲気及び仕事のやりがいなどを伝える「OB・OG職員訪問」を実施する。

第2 OB・OG職員

（1）対応職種

新卒者を対象としたⅠ種試験及び選考試験の職種のうち、次の職種とする。

社会福祉、心理、農学、畜産、林学、水産、総合土木、建築、環境化学・食品衛生、獣医師及び薬剤師

（2）要件

- ① 採用から概ね10年以内であること。
- ② 県の業務内容や職員としての仕事のやりがい等について適切に説明できること。

（3）指名及び報告

各部局人事主管室課等の長は、事務局が指定する大学等を卒業又は修了した職員のうち、第2（1）対応職種で任用されており、同（2）要件に該当する者について、原則、対応職種ごとに最低男女各1名を選考し、事務局へ報告する。

ただし、人事委員会事務局が実施するナビゲータと重複することを妨げない。

（4）任期

任命された年度の3月末日までとする。

（5）研修

事務局は、OB・OG職員に対し、必要に応じてサポートを行う。

（6）対応

OG・OG職員は、事務局が指定する日に学生と面会し、質問等に応じるほか、必要に応じて、大学での業務説明会等に同席し、業務説明等を行う。

第3 OB・OG職員訪問の手順

（1）申込

- ① OB・OG職員訪問を希望する学生は、面会を希望する日の1週間前までに事務局あて申込を行う。

また、申込に当たっては、①氏名、②性別、③学校名、④希望する職種、⑤連絡先、⑥面会希望日時、⑦面会時に聞きたい内容、⑧対面・オンラインの別及び⑨その他OB・OG職員に事前に伝えたい事項等を事務局あて伝達することとする。

- ② 申込を受けた事務局は、OB・OG職員と調整し、面会日や面会場所等を確定させ、学生あて連絡するとともに、OB・OG職員が所属する人事主管室課等の長あて出席依頼を行う。

(2) 面会

- ① OB・OG職員は、学生の申込に基づき面会し、学生からの質問等に応じる。
- ② 面会は、県の公所での対面又はオンラインで実施することとし、1回あたり最長1時間とする。

(3) 実施時期等

OB・OG職員訪問は、開庁日のうち、9時から17時の間に行うこととし、17時以降は行わない。

(4) 実施報告

OB・OG職員訪問を行った学生は、面会終了後、事務局あて報告する。

第4 留意事項等

- (1) 面会は、学生1名に対し、必ず学生と同じ性別のOB・OG職員1名が対応することとする。

ただし、事務局による調整等の結果、学生と異なる大学等を卒業又は修了した職員が対応する場合がある。

- (2) 学生及びOB・OG職員は、ソーシャルネットワークサービス（SNS）やメールなどを用いて、直接連絡するなど個人間での情報交換を一切行ってはならない。

- (3) OB・OG職員訪問の実施の有無について、職員採用の選考には一切影響しない。

第5 事務局

事務局は、総務部人事課に設置する。

附 則

この要領は、令和4年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月8日から施行する。